

## 「KAITO LE シリーズ」利用規約

### 1. 【目的】

この「KAITO LE シリーズ」利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ジェーエムエーシステムズ（以下「当社」といいます。）が提供する法人向けサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供条件を定めるものです。

### 2. 【定義】

この規約において以下の文言の定義は、以下のとおりとします。

①「ビジネスプラス」とは、NTT ドコモビジネス株式会社（以下「ドコモビジネス」といいます。）の提供するサービスで、本サービスその他のドコモビジネスの指定するサービスに係るライセンスを付与する内容のものをいい、本サービスは、ビジネスプラスの1サービスとして提供されます。

②「KAITO LE シリーズ」とは以下のサービスをいいます。

- (a) セキュリティブラウザ KAITO LE
- (b) セキュリティブラウザ KAITO LE 拡張（フィルタリング）
- (c) セキュリティブラウザ KAITO LE PLUS

③「顧客」とは、ビジネスプラスを通じて当社と利用契約を締結し、ビジネスプラスの契約期間中の本サービスの利用を許諾された当事者をいいます。

④「ユーザー」とは、顧客の役員、従業員等であり、顧客が、当社から許諾された権原にもとづき、本規約等に従って本サービスを利用させる者をいいます。

⑤「本サービス」とは、当社が顧客およびユーザーに提供する「KAITO LE シリーズ」のサービスをいいます。

⑥「本規約」とは、この利用規約をいいます。

⑦「本規約等」とは、本規約のほか、これに付随・関連する一切の規約、マニュアル等の一切の記載および定めをいいます。

⑧「本利用契約」とは、当社と顧客との間の本サービスの提供契約及びこれに付随・関連する一切の契約をい、本規約等もその一体をなすものとします。

### 3. 【申込】

#### 3.1 (申込方法)

本利用契約は、顧客とドコモビジネスとの間で、ドコモビジネスの提供するビジネスプラスの契約が成立した時点で、同時に顧客と当社との間で成立するものとします。

#### 3.2 (利用方法)

1. 当社は、顧客のビジネスプラスの契約内容に応じ、申込アカウント数分の利用を許諾します。

2. ユーザーは、当社が定める個数のデバイスで本サービスを利用することができます。

### 4. 【利用条件等】

#### 4.1 (承諾事項)

顧客およびユーザーは以下の各号を予め承諾の上、本サービスを利用するものとします。

①当社による顧客およびユーザーに関する情報の利用および当社の関連会社・委託先・ドコモビジネスへの提供

②当社による本サービスの修正、変更、アップグレード、または旧バージョンの利用停止

- ③当社が本サービスを提供するために必要なサイトへの接続および通信
- ④当社によるユーザー数その他利用状況の監視
- ⑤顧客およびユーザーによる、本規約4（利用条件等）に対する違反認識時の当社に対する速やかな通知

#### 4.2（利用条件）

- 顧客およびユーザーは、以下の各号の利用条件を遵守して、本サービスを利用するものとします。
- ①本サービスを稼動するコンピュータ・デバイスは、メーカー指定または推奨の条件・状況で利用すること。
  - ②当社が指定または推奨するOSその他の仕様・条件で利用すること。
  - ③当社以外の者が本サービスの変更・保守をしないこと。
  - ④当社が提供するアップグレード版を可能な限り利用し最新の状態を保つこと。
  - ⑤顧客は、日本国内に事業所がある企業であること。
  - ⑥顧客およびユーザーからの問合せは日本国内の事業所から日本語で行うこと。

#### 4.3（遵守事項）

顧客およびユーザーは、前項の利用条件のほか、以下の各号の事項を遵守して、本サービスを利用するものとします。

- ①関連法令を遵守すること（データの取得方法・内容の適法性を含みます。）。
- ②本規約等の一切の定めを遵守すること。
- ③本サービスに含まれ／または連携する第三者ソフトのライセンス条項、利用条件、禁止事項等を遵守すること。
- ④データを自らの責任で管理すること。

#### 4.4（禁止事項）

顧客およびユーザーは、以下の各号の事項を行ってはならないものとします。

- ①複数ユーザーによるユーザーアカウント共有
- ②違法目的の利用、違法データの保存・送受信
- ③迷惑行為および違法行為
- ④悪質なコードの保存・送信
- ⑤不正アクセス・不正利用
- ⑥第三者データの盗用・変更
- ⑦本サービス（旧バージョンを含みます。）の複製、改変、翻訳、派生物生成
- ⑧監視ソフトウェアのコード等の改変
- ⑨著作権・商標・ロゴ等の表示の削除・変更
- ⑩本サービス（旧バージョンを含みます。）またはその複製版・改変版・派生版等の譲渡・利用許諾・貸与・木ディング等
- ⑪類似・競合サービスの開発または提供のための本サービスの利用
- ⑫暗号化解除、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、ソースコード引出し等
- ⑬その他前各号に相当する不正行為

### 5.【顧客の責任】

顧客およびユーザーは、ライセンスキーを秘密情報として厳格に保持するものとします。企業コード、アカウントおよびパスワードの発行が行われている場合には、これらについても秘密情報として厳格に保持するものとします。

## 6. 【請求と支払】

- 顧客は、ドコモビジネスに対してビジネスプラスに規定されている利用料金を支払うことにより、当社に対して直接料金を支払うことなく、本サービスを利用することができます。
- ビジネスプラスの利用料金は、ドコモビジネスが定める「ビジネスプラス利用規約」に基づき請求されます。

## 7. 【アップグレード】

- 顧客およびユーザーは、契約期間中、本サービスに関して、当社がその裁量によりリリースするアップグレード版を利用することができます。
- 当社は本サービスの対象となるコンピュータ・デバイスがオペレーティングシステムのバージョンアップ又は仕様変更等した場合、本サービスがこれに適合するよう遅滞なく対応するよう努めるものとします。但し、当社は、これに適合させる責任を負うものではないものとします。

## 8. 【サポートサービス】

- 顧客およびユーザーは、契約期間中、本サービスに関して、本規約および当社所定のサポートサービスを受けることができます。
- サポートサービスに瑕疵がある場合、当社の責任は合理的範囲のサポートを再度実施することに限られ、損害賠償その他の責任を負わないものとします。

## 9. 【知的財産権】

- 本サービス（本サービスに含まれるソフトウェア、マニュアル、ロゴ等の一切を含みます。）に関する一切の著作権、特許権、商標権その他の知的所有権および営業秘密はすべて当社に帰属し、顧客およびユーザーには帰属しません。
- 本サービスに関する商標・ロゴについては、顧客およびユーザーは利用する権利の許諾はされておりません。

## 10. 【第三者の権利】

### 10.1 (第三者の権利の侵害)

- 顧客およびユーザーは、本サービスが第三者の権利を侵害しましたはそのおそれがあることを認識した場合には、直ちに当社にその旨を通知するものとします。
- 本サービスが第三者の権利を侵害すると当社が認めた場合には、当社はその裁量により、本サービスの修正、第三者の権利のライセンス取得または顧客との契約解除のいずれかをとることができるるものとします。

### 10.2 (第三者による侵害)

顧客またはユーザーは、本サービスに対する第三者からの侵害または侵害のおそれがあることを認識した場合には、直ちに当社にその旨を通知するものとします。

## 11. 【秘密保持】

### 11.1 (秘密情報の定義)

- 本規約において「秘密情報」とは、次の各号に定める情報（複写、複製したものを含みます。）をいいます。
  - 当社と顧客との取引の内容・条件およびこれに付随または関連する情報
  - 当社、顧客またはユーザーが相手方に開示する個人情報（個人情報保護法が規定する個人情報をいいます。）
  - 当社および顧客の営業秘密（不正競争防止法の規定する営業秘密をいいます。）
  - 前各号の外、当社または顧客が相手方に対して秘密である旨を表示または告知して開示した情報
- 次の各号のいずれかに該当することを被開示者が立証した情報は秘密情報に含まれないものとします。
  - 開示者から開示を受ける前に、保有していた情報

- ②開示者から開示を受ける前に、公知となっていた情報
- ③開示者から開示を受けた後に、被開示者の責に帰すことができない事由により公知となった情報
- ④被開示者が第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- ⑤被開示者が開示された情報によらずして独自に開発した情報

## 11.2 (秘密保持義務)

1. 被開示者は、開示者から開示された秘密情報を、秘密保持上の事故（漏洩、盗用、破損、改竄、不正使用、不正開示等およびこれらの未遂）が生じないよう、善良なる管理者の注意をもって厳重に保管し管理し、秘密情報を知る必要のある者のみに開示するものとします。被開示者は、利用契約の履行の目的以外に秘密情報を利用し、開示者から事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 法令、規則、裁判所の決定・命令、行政庁の命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合には、被開示者は、開示者に対しその旨を直ちに通知するものとします。この場合、開示者は、秘密情報の機密性を確保するためにとりうる一切の措置を適切かつ迅速に行うことができるものとします。また、被開示者が開示を行う場合においても、法律上要求される必要最小限度の内容・範囲と認められる部分についてのみ開示を行わなければならないものとします。

## 12. 【瑕疵担保責任】

当社は、瑕疵担保責任を負わないものとし、これに代えて、契約期間中において以下の各号の責任を負うものとします。

- ①本サービスの瑕疵または不具合その他の障害につき、原因解明のため通常の合理的な努力をすること。
- ②当社の責に帰すべき事由による本サービスの瑕疵または不具合その他の障害に対し、修補のため通常の合理的な努力をすること。

## 13. 【損害賠償】

当社または顧客は、本利用契約上の債務の履行を怠り（顧客についてはユーザーが怠った場合も含まれます。）、これにより相手方当事者に損害を与えた場合には、損害賠償の責を負うものとします。但し、当社が負う損害賠償の上限額は本利用契約上の料金を超えないものとします。

## 14. 【免責】

1. 当社は、本サービスの以下の各号の瑕疵・不具合その他の障害については、一切の義務または責任を負いません。
  - ①顧客およびユーザーがマニュアル等に定める仕様以外の利用をした場合に生じた障害
  - ②旧バージョン利用による障害
  - ③本サービスに含まれる／または連携する第三者ソフトの障害
  - ④本サービスに含まれる／または連携する第三者ソフトのアップグレード・修正・変更等による障害
  - ⑤本規約 4.【利用条件等】違反がある場合に生じた障害
  - ⑥顧客およびユーザーの動作環境、その他当社の責によらない一切の障害
2. 当社は、顧客またはユーザーのコンピュータ・デバイス等または第三者のサーバー、ソフトウェア等のセキュリティによる情報漏洩について一切責任を負うものではありません。また、当社は、メンテナンス等による計画的停止または不可抗力による稼働停止について一切責任を負いません。
3. 当社は、以下の各号の損害・損失・費用について、一切の義務または責任を負いません。
  - ①積極損害、直接損害以外の損害（逸失利益、特別損害、間接損害、懲罰的損害、派生的損害等）
  - ②データ喪失・変更による損害・損失・費用

## 15. 【契約期間と更新】

### 15.1 (契約期間)

契約期間は、月単位とし、最低1ヶ月以上とします。

### 15.2 (更新)

契約期間満了の10営業日前までに、当社所定の解約通知書が当社に到達しない場合には、契約期間は同一期間、同一条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とします。

## 16. 【解除および解約】

### 16.1 (顧客の解約)

顧客は、契約期間中といえども、本利用契約を中途解約することができます。この場合、10営業日前までにドコモビジネス所定の方法によりドコモビジネスに通知することにより、解約の効力が発生するものとします。

### 16.2 (当社の解約)

1. 当社は、契約期間中といえども、顧客に対し6ヶ月前に書面により通知することにより、本利用契約を解約することができます。

2. 前項の場合、当社は顧客に対し、残存期間の料金の返還以外に、一切の損害・損失・費用等を負担する義務を負わないものとします。

### 16.3 (解除および期限の利益の喪失)

顧客に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、顧客はドコモビジネス及び当社に対する全ての債務について、当社の通知・催告なくして直ちに期限の利益を喪失し、残債務全てを一括してドコモビジネス及び当社に履行するものとします。また、当社は、顧客に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なくして、直ちに本利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、当社の顧客に対する損害賠償の請求を妨げられないものとします。

①本利用契約に違反したとき。

②不渡処分、公租公課の滞納処分を受けたとき。

③強制執行、仮差押、仮処分、競売の申立を受け、または民事再生、破産、会社更生、特別清算、特定調停の申立があったとき。

④財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

⑤顧客またはユーザーに法令違反があったとき。

⑥顧客が営業を停止・廃止したときまたは監督官庁から営業停止等の処分があったとき。

⑦本規約18.3(反社会的勢力排除)に違反したとき。

⑧重大な信頼関係毀損行為を行ったとき。

## 17. 【終了時の措置】

当社と顧客との間の本利用契約が終了した場合は、以下のとおりとします。

①当社は、ライセンスキーの利用を停止します。企業コード、アカウントおよびパスワードの発行が行われている場合には、これらの利用も停止します。顧客およびユーザーはこれに対して何らの異議を述べることができないものとします。

②顧客およびユーザーは本サービス利用のためにインストールしたすべてのソフトウェアをコンピュータ・デバイス上から削除します。

③当社は本サービスに保存された顧客およびユーザー固有のデータを消去します。

## 18. 【一般条項】

### 18.1 (不可抗力)

当社は、天災地変、火災、労働争議、ストライキ、ロックアウト、戦争、戦闘、市民騒擾、テロ、伝染病、政府の規制・命令、電力・通信システムの障害、ハードウェアまたはソフトウェアの故障・障害、サービスへの攻撃、その他不可抗力によって顧客およびユーザーに本サービスを提供できない場合には、その責任を負わないものとします。

### 18.2 (輸出法令等の遵守)

顧客およびユーザーは、本サービスを利用するにあたり、日本国または諸外国の輸出入に関する法令および規制の適用がある場合には、これを遵守するものとします。

### 18.3 (反社会的勢力排除)

顧客およびユーザーは、次の各号の事項を表明し、保証します。

①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。

②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと。

③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本サービスを利用させるものでないこと。

④本サービスの利用期間中および料金全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 当社に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

### 18.4 (権利の譲渡等)

1. 顧客は、当社の事前の文書による承諾なくして、本利用契約上の権利義務を第三者に譲渡、担保提供、貸与その他処分し、または引き受けさせてはならないものとします。

2. 当社は、本サービスの一部を第三者に再委託できるものとします。

### 18.5 (完全合意)

本規約は、当事者間のあらゆる合意に優先して適用されるものとします。

### 18.6 (改訂)

当社は、本規約等の内容をいつでも改訂できるものとし、当社が本サービスのウェブサイトにおいて顧客およびユーザーに通知した時点で顧客およびユーザーに対して効力を生ずるものとします。

### 18.7 (可分性)

本利用契約の条項のいずれかが違法または無効となる場合においても、その他の条項は効力を存続するものとします。

### 18.8 (通知)

顧客およびユーザーから当社への通知は、電子メール、ウェブフォームからの投稿または当社の本店住所への書留郵便をもって行います。当社から顧客およびユーザーへの通知は、電子メールまたは登録住所への書留郵便をもって行います。ただし、多数の顧客およびユーザーへの通知は、当社のウェブサイトへの掲示をもって代替することができます。

### 18.9 (存続条項)

本規約等が解除・利用期間終了その他の理由の如何を問わず終了した後といえども、本規約 4、5、7、8、9、10、11、12、13、14、17、18 は有効に存続します。

### 18.10 (裁判管轄)

当社と顧客およびユーザーとの間の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第

1審の専属的合意管轄裁判所とします。

18.11（準拠法）

本規約は日本法に準拠するものとします。

（附則）

2015年5月26日 制定

2017年7月21日 改定

2018年4月23日 改定

2022年7月1日 改定

2026年1月20日 改定